

べっしひょうじゅんようしき だい じょうかんけい  
別紙標準様式(第6条関係)

かいぎ ろく  
会議録

<p>かいぎ の かいぎの名称</p>	<p>れいわ ねんどひらかたししゃかいふくししんぎかい 令和5年度枚方市社会福祉審議会  だい かい しょうがいふくしせんもんぶんかかい 第1回 障害福祉専門分科会</p>
<p>かい さい にち じ 開催日時</p>	<p>れいわ ねん がつ にち げつ 令和5年5月22日(月)  かいしじこく ごぜん じ ぶん 開始時刻 午前10時00分 しゆりやうじこく ごぜん じ ぶん 終了時刻 午前11時10分</p>
<p>かい さい ば しょ 開催場所</p>	<p>ひらかたしやくしよ べっかん かい とくべつかいぎしつ 枚方市役所 別館4階 特別会議室</p>
<p>しゆつ せき しゃ 出席者</p>	<p>かいじょう み た ゆうこ なかおか まさき いたどり としかず ひ の ゆたか 会場：三田 優子、中岡 将基、虎杖 利和、日野 裕、 よねかわ まい やすだ ゆうたろう こじょう ま むねあき やまもと よしよ 米川 舞、安田 雄太郎、小上馬 宗昭、山本 佳代、 まえだ ともみ あずま さなえ わたなべ きよし 前田 有美、東 早苗、渡辺 清 リモート：たかはし まさこ むらかみ てつや 高橋 昌子、村上 哲也</p>
<p>けつ せき しゃ 欠席者</p>	<p>-</p>
<p>あん けん めい 案件名</p>	<p>1. かいちやう せんしゆつ 会長の選出について 2. しょくむだいらしゃ せんしゆつ 職務代理者の選出について 3. ひらかたししょうがいふくししけんぎかい がいよう きくてい 枚方市障害福祉計画の概要と策定スケジュールについて 4. アンケート ちやうさ がいよう 調査の概要について 5. その他</p>
<p>ていしゆつ せりやう など 提出された資料等の めいしやう 名称</p>	<p>しりやう ひらかたししゃかいふくししんぎかいしょうがいふくしせんもんぶんかかい いんめい ぼ 資料1 枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿 しりやう ぼうちやう かん とりあつかいようりやう (あん) 資料2 傍聴に関する取扱要領(案) しりやう ひらかたししゃかいふくししんぎかいじやうれい 資料3 枚方市社会福祉審議会条例 しりやう ひらかたししゃかいふくししんぎかいきそく 資料4 枚方市社会福祉審議会規則 しりやう ひらかたししょうがいふくししけんぎかい だい き ひらかたししょうがいふくしけんぎかい 資料5 枚方市障害福祉計画(第7期)、枚方市障害児福祉計画 (第3期)の策定及び枚方市障害者計画(第4次)改訂 策定スケジュール しりやう ひらかたししょうがいふくしけんぎかい だい き ひらかたししょうがいふくし 資料5-2 枚方市障害福祉計画(第7期)、枚方市障害児福祉 計画(第3期)の策定及び枚方市障害者計画(第4次)</p>

	<p>改訂について</p> <p>資料6 枚方市障害福祉計画（第7期）、枚方市障害児福祉計画（第3期）の策定及び枚方市障害者計画（第4次）の改訂に係るアンケート調査の概要について</p> <p>資料7 枚方市障害福祉計画（第7期）、枚方市障害児福祉計画（第3期）の策定及び枚方市障害者計画（第4次）改訂について（諮問）（写し）</p> <p>参考資料 ・次第</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市障害者計画（第4次）</li> <li>・枚方市障害福祉計画（第6期）、枚方市障害児計画（第2期）</li> </ul>
<p>決 定 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会の会長を選出しました。</li> <li>・枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会の職務代理者を選出しました。</li> <li>・枚方市障害福祉計画（第7期）、枚方市障害児福祉計画（第3期）の策定及び枚方市障害者計画（第4次）改訂について承認を得ました。</li> <li>・枚方市障害福祉計画（第7期）、枚方市障害児福祉計画（第3期）の策定及び枚方市障害者計画（第4次）の改訂に係るアンケート調査の概要について報告しました。</li> </ul>
<p>会議の公開、非公開の別 および非公開の理由</p>	<p>公開</p>
<p>会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由</p>	<p>公表</p>
<p>傍聴者の数</p>	<p>—</p>
<p>所管部署 (事務局)</p>	<p>障害企画課</p>

## 審 議 内 容

●事務局 それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中会議にご出席いただきましてありがとうございます。私は、障害企画課長の廣田と申します。よろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議形式でご参加されている委員もおられますので開催に当たり、2点ほどお願いがございます。

まず、ご発言の際は画面上で挙手をお願いいたします。また、発言される時以外はミュート設定にさせていただきますようお願いいたします。

さて、本日は、枚方市社会福祉審議会の中において、特に障害福祉に関する事項の調査審議を行うために設置しております「障害福祉専門分科会」の1回目の開催となり、皆様方にお集まりいただき、皆様方の熱心な御議論をよろしくお願いいたします。

なお、委嘱状につきましては、時間の都合上、誠に恐縮ではございますが、委員の皆様方の机の上に置かせていただいておりますので、お受け取りくださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、開催に先立ちまして、福祉事務所長の服部から御挨拶させていただきます。

### 【福祉事務所長挨拶】

●事務局 次に、本分科会の委員の御紹介をさせていただきます。

### 【事務局委員紹介・委員挨拶】

●事務局 つぎまして、市の出席者を紹介させていただきます。

### 【事務局職員紹介】

●事務局 それでは、会長が選出されるまでの間、福祉事務所長が議長を務めさせていただきます。

服部所長、よろしくお願いいたします。

●事務局 それでは、会長が選出までの間、議事を進めさせていただきます。

まず、本日の審議会の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

●事務局 枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項で、審議会の会議は委員の2分の1以上の出席をもって成立すると規定しております。委員定数13人のうち、出席要件を満たしておりますので、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。

●事務局 それでは、まず初めに、案件1、「会長の選出について」、お諮り

をいたします。

枚方市社会福祉審議会条例第10条第2項の規定により、専門分科会会長は委員の互選により定めることとなっております。ここで委員の皆様の御承諾が得られれば、事務局にて案をお示ししたいと思っておりますが、御異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●事務局 異議なしということでよろしいでしょうか。

それでは、事務局より案を示させていただきます。よろしくお願ひします。

●事務局 それでは、事務局案といたしまして、会長には三田優子委員に御就任いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

●事務局 本提案につきまして、御異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●事務局 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本案件につきましては「異議なし」ということで、三田委員に会長をお引き受けいただきたいと思ひます。

三田委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議長を交代させていただきます。三田委員は会長席にお移りいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

●事務局 それでは、三田会長、一言御挨拶をお願ひいたします。

●会長 計画は数字を決めていくだけの作業のように見えがちなんですけれども、そうではなくて、枚方市にお住まいの障害のある方たちが少しでも暮らしやすくなるための基本的なものとなると思ひます。ぜひ、皆さんの活発な御意見、あるいはなかなか事務局の方が分かりにくい部分を教えていただきながら、実のある計画になっていったらいいなど思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

●事務局 ありがとうございます。

それでは、以後の進行につきましては、三田会長にお願ひをいたします。

●会長 では、次の案件に入る前に、本審議会の公開・非公開について確認をしたいと思ひます。

「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、本会議の公開・非公開の取扱いについてお諮りしたいと思ひます。

枚方市社会福祉審議会条例第8条第1項では、「審議会の会議は公開とする」とされています。ただし、第1項第1号及び第2号に該当する場合は非公開とできるとしていますが、本日の審議会の案件は、いずれにも該当しないことから公開とさせていただきます。

また、会議の傍聴にあたっては、本日お配りされている「枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領(案)」のとおりしたいと思います。

また、会議録の取扱いについてですが、現在、発言内容は全文に近い要約筆記とし、枚方市ホームページ等で公開しております。発言した者の表記につきましては、会長、委員、事務局

としております。委員の表記につきましては、市民からの要望もあり、氏名の特定はいたしません、最初に発言された方からA委員、B委員というように、委員の前にアルファベット表記をつけております。

例えば、最初に発言されたA委員が3回発言されたとすれば、A委員という表記が会議録に3回出てくることになります。今後も従来どおりの取扱いとすることとしたいと考えておりますが、皆様、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●**会長** では、異議はないということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、本審議会は公開とさせていただきます。会議録についても公開とし、発言者は委員長、A委員、B委員といった表記で作成をお願いします。

本日の傍聴希望者がいる場合は、これを許可しますが、今日はいらっしゃいますでしょうか。

●**事務局** はい、1名いらっしゃる予定だったんですが、現時点でまだお越しになっておりません。

●**会長** では、今のところ、傍聴の方はいらっしゃらないということです。

案件2としましては、「職務代理者の選出について」となっています。枚方市社会福祉審議会条例第10条第4項に、会長が会議の出席に支障をきたした場合を想定し、会長があらかじめ職務を代理する委員を指名できることになっています。

私がこの会議に出席できない場合の代理として、日野委員を職務代理ということで御指名させていただきたいと思いますが、皆様、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●**会長** はい、ありがとうございます。

異議なしということで、日野委員を職務代理に指名させていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

●**事務局** それでは、日野委員、職務代理席へお移りください。

●**会長** それでは、早速ですけれども、日野委員、一言御挨拶をお願いします。

●**職務代理者** 皆様、おはようございます。ただいま御紹介にあずかりました日野と申します。

このたび、かねてより在籍しておりました枚方市自立支援協議会の幹事会の推薦をいただきまして、社会福祉審議会の本審と、こちらの障害福祉専門分科会に、今年度より関わらせていただくことになりました。

ふだんは、私は社会福祉法人であい共生舎というところが運営しております、地域生活支援センターにじという事業所で相談支援などの業務に携わっております。

このたび、このような職務代理という大役を仰せつかりまして、大変緊張しております、また身が引き締まる思いでありますけれども、会長、委員の皆様、事務局の皆様、御指導、御鞭撻を賜りながら、一生懸命取り組みたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

●**会長** 私わたしも職務代理者しよくむだいにりしやも早口はやくちだっということが分かりました。すいません、皆様みなさま、通訳つうやくの方かたいらっしゃるのでお気きをつけていただければと思います。

●**会長** それでは、次の案件あんなげんに移うつりたいと思います。  
案件あんなげんの3さんですね。「枚方市障ひらかたししようがいふくし害福祉計画がいふくしけいかくの概要がいようと策定スケジュールさくていスケジュールについて」、事務局じむきよくから御説明ごせつめいをお願いします。

●**事務局** まず初はじめに、資料しりよう7、諮問書しもんしよの写うつしをご覧ください。  
令和5年5月22日付れいわねんがつにちづけで、枚方市社会福祉審議会ひらかたししよかいふくししんぎかいに対し、伏見市長ふしみしちやうより、枚方市障ひらかたししようがいふくし害福祉計画がいふくしけいかく（第7期）、枚方市障ひらかたししようがいふくし害児福祉計画がいふくしけいかく（第3期）の策定及び枚方市障ひらかたししようがいふくし害者計画がいふくしけいかく（第4次）改訂かいていについて諮問しもんをいたしますので、諮問書しもんしよを読み上げさせていただきます。

枚方市障ひらかたししようがいふくし害福祉計画がいふくしけいかく（第7期）、枚方市障ひらかたししようがいふくし害児福祉計画がいふくしけいかく（第3期）の策定及び枚方市障ひらかたししようがいふくし害者計画がいふくしけいかく（第4次）改訂かいていについて（諮問）。

標記ひょうきの件けんにつきまして、障しょう害者総合支援法がいしやそうごうしえんぽうに規定する障しょう害福祉サービきス、児じ童福祉法どうふくしほうに規定する障しょう害児通所支援がいじつうしよしえん、障しょう害児相談支援がいじそうだんしえんの提供体制ていきようたいせいの整備方向せいびほうかうについて示した「枚方市障ひらかたししようがいふくし害福祉計画がいふくしけいかく（第7期）」、「枚方市障ひらかたししようがいふくし害児福祉計画がいふくしけいかく（第3期）」の策定及び障しょう害者基本法がいしやきほんぽうを根拠こんきよに障しょう害者がいしやに関わる様々さまざまな施策しやくを総合的そうごうてき、体系的たいけいてきに示した「枚方市障ひらかたししようがいふくし害者計画がいふくしけいかく（第4次）」の改訂かいていについて、枚方市附属機関条例第1条第2項ひらかたしふぞくきかんじやうれいだいじやうだいこうの規定により、貴審議会きしんぎかいに諮問しもんします。

●**会長** はい、ありがとうございます。  
今いま、事務局じむきよくから御説明ごせつめいがありましたように、令和5年5月22日付れいわねんがつにちづけで、枚方市社会福祉審議会ひらかたししよかいふくししんぎかいに対し、市長しちやうより諮問しもんがありました。

枚方市社会福祉審議会規則第2条第2項ひらかたししよかいふくししんぎかいきそくだいじやうだいこうにおいて、障しょう害者基本法がいしやきほんぽう第36条第4項各号じやうだいこうかくごうに掲げる事務じむについては、障しょう害福祉専門分科会しやうがいふくしせんもんぶんかかいの専任事項せんにんじこうとなっており、障しょう害者計画及び障しょう害福祉計画・障しょう害児福祉計画がいふくしけいかくに関する調査審議がいてうもこれに該当がいてうします。本件ほんけんについては、本専門分科会せんもんぶんかかいが調査審議ちやうさしんぎを行いますので、よろしく御説明ごせつめいをお願いします。ちょっと難むずかしい表現ひやうげんですけれども、幾つかの法律いくほりつに基づいて計画けいかくが動うごいています。ということで、諮問しもんを読よんでいただきました。

それでは、案件3あんなげんについて、引き続き、事務局じむきよくより説明せつめいをお願いします。

【案件3 事務局説明（資料5、資料5－2）】

●**会長** ありがとうございます。今いま、この計画けいかくの位置づけとスケジュールについて御説明ごせつめいいただきました。結構けつこう忙しいいそがしいということがお分かりになったかと思おもいますが、何かなにか御質問ごしつもん、御意見ごいけんありましたら、どうぞ何でも御願ねがいしたいと思おもいます。

●**A委員** よろしいですか。

●**会長** はい、どうぞ。

●**A委員** 枚方市障ひらかたししようがいふくし害福祉サービきス事業者連絡会じぎやうしゃれんらくかいのAです。よろしく御願ねがいします。  
資料5しりようの策定スケジュールさくていに関する質問しもんですが、議会ぎかいの市民福祉委員協議会しみんふくしいいんきやうぎかいの構成こうせいについ

て聞きたい。また、その委員協議会の中で、どういった議論になったのか、その内容が公開されているのかどうか、聞きたい。

それと、アンケートに関する質問ですが、国の基準といいますか、ベースみたいなものがある、それに基づいてアンケート内容の検討を事務局のほうでされていると思うのですが、前回のアンケートと比べて、国の基準の変更や追加の項目があれば、いま分かっている範囲でお答えいただきたい。

●**会長** では、事務局、お願いします。

●**事務局** 御質問にございました市民福祉委員協議会につきましては、市議会の議員のうち、8名で構成されていて、市民福祉の関係に関する事項を審議してもらうための組織になっています。それぞれが定例の月議会に先立ち実施がされまして、傍聴は可能ですが、議事録等はホームページ等に掲示されていません。定例月議会、決算委員会、予算委員会等についてはホームページで、議事録が掲示されていますが、内容のことになりましたら、事前に案件については、市議会のホームページのほうに掲示はされておりますので、傍聴していただくことになるかとは思いますが、基本的には議決を求めるものではなく報告になります。続きまして、あとアンケートに関しまして、国の基準ということでお話を思っていたのですが、福祉計画と障害児福祉計画については国から基本指針というものをまた通知してまいりますので、それに応じまして成果目標であるとか、活動指標などを設定していくことになります。

つい最近までは、厚生労働省の会議の記録で案だけが上がっていたところですが、本当にこの週末の時間外ぐらいに通知だけ届いた状態で、まだ中身までは確認はできておりません。

それとあと、障害者計画のほうについては、国の障害基本計画というものがありますので、それに基づいて都道府県が計画を策定、さらにそれも参考にして市が策定していくこととなりますので、次回の専門分科会の際にはそれらの資料も一緒にお示しして、アンケートの内容についても確認していただくことになるかと思っております。

以上です。

●**会長** A委員、いかがですか。

●**A委員** 6月にアンケート案が示され、7月にアンケート実施というスケジュールですが、私たち委員への提示がいつも会議の直前で、内容を検討する時間がないため、資料の提示は早めをお願いしたいという要望です。

●**会長** これ、要望受けたということでもいいですか。

●**事務局** はい。次回のまた専門分科会の際も、すいません、今回、資料遅かったんですけど、なるべく資料は早く御提示するようには努力いたします。

●**会長** はい、ほかにいかがでしょうか。御意見でも結構です。質問でもいいですし。

●**B委員** 枚方市障害福祉サービス事業者連絡会から参りました、Bです。

すみません、先ほどの計画のスケジュールを見せていただけてよろしいですか。

私、この計画にこのように携わるの初めてなので、とてもドキドキしているんですけども、初歩的な質問になるんですが、市民向けの8月の団体ヒアリング等の実施というところで、私、そんなにたくさん団体は加盟してないんですけども、ヒアリングされたっていうことが今までないんですが、大体、枚方市内の何団体ぐらいにヒアリングを行われるのかなっていうのと、まだ決まっていなければ、前回のヒアリングの団体より多く聞き取る予定だとか、ちょっと違う団体にも声をかけようというようなことがあるのかなど、決まっていることがあれば教えていただきたいんです。といいますのも、この何年間か、障害を持った当事者の方の暮らしとかが随分様変わりしてるっていうのは、肌感覚なんですけども感じる部分が何個かありまして、やはりそういった方々のお声も反映できるチャンスじゃないかなというふうにも思っております。決まっているところだけで結構です。教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

●事務局 すいません、ただいまの御質問ですけれども、現在のところ、まだ対象の団体等は決まってない状態ではございます。前回の計画の際行ったヒアリング等をもとにしまして、それぞれどのような団体さんであるかなど確認した上で適宜設定しまして、連絡もしくはアンケート調査になるかもしれませんが、今後用意をしていくこととなります。すいません、今のところ、これしかお答えできないので、申し訳ございません。

●会長 ちなみに、前回は何か所ぐらいたか、あるいはそれどうやってヒアリングするかしないかというのを決めるのかって、分かる範囲で教えてください。

●事務局 すみません、準備不足で申し訳ございませんけども、前回の計画策定時、令和2年度の際はヒアリングではなくてアンケートで行ってはおりました。コロナの感染の関係もありまして、皆さんで集まることを避けまして、前期の計画策定の際にはいくつかの団体にヒアリングは行っておりまして、発達障害のお子さんの関係の事業所の御家族などを中心にたしかヒアリングをしていたと思ひます。

●事務局 はい、すいません、こちらの資料にございます、7月のアンケート実施、これにつきましては手帳所持者の方を対象に行っておるものとなります。障害の概念が広がった中で申し上げますと、手帳所持者以外にも障害の概念に該当する方がおられますので、先ほども申し上げました発達障害の方であったり、難病の方であったり、事前にアンケート調査を取らせていただきまして、そういった方々が多く所属する団体につきましてはヒアリングを従前させていただいておったという形になります。

またあわせて、次期の計画でこういうところを重点的にすべきだというようなことがありましたら、そういった方々を対象者の団体を中心にヒアリングをさせていただく形になるかと思ひます。一義的には一旦、その団体のほうに、紙で、アンケート調査させていただいた中で、その対象につきましては、こちらのほうで判断させていただいて、いくつかの団体については個別にヒアリングを行っていくという形になるようなので、今回につきましてもそういう形を踏襲したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

●会長 日程のところ、7月っていうところのアンケート実施、市民・事業者って書



いてあるのは市民・事業者ですよね。これがさっきの。

●事務局 これがいわゆる市民というのがその手帳所持者の市民。

●会長 これどう考えたって、市民向けって書いてあったら手帳所持者って分かりますか。みんな、分かっているの。

●事務局 それは次の案件で、改めて御詳細に説明する予定かなとは思いますが。

●会長 なるほど。いや、市民向けっていうところと、さっき御質問があったのは、どの事業所に、ヒアリングされたことがないと委員がおっしゃっていたので、どんなふうを選定されて、どんなふうに来たのかっていうのが私はただ単純に知りたくて聞いただけなんですけど。

分かりました。アンケート実施は手帳を持った市民と事業者を対象にしてるらしいということが判明し、団体ヒアリング等の実施は次回でも結構ですので、何ていうんですか、毎回同じところとかに行くのかとか、何かどうやって選んで、これをやったというふうにするのかっていうのは多分関心がおありじゃないかなと思いますので、ちょっと過去のほうをまた調べていただいて、何か教えていただけたらうれしいかなと思います。ちょっと急には無理だったら、すいません、以上です。

ありがとうございました。質問していただいて。

ほかの委員、いかがでしょうか。御意見、御質問。

●A委員 1点だけよろしいでしょうか。

●会長 はい、どうぞ。A委員。

●A委員 スケジュールの確認ですが、12月に市民意見聴取の実施という記載がありますが、これはコロナ禍前に実施されていた市民説明会のような現地で開催するものをイメージしていて間違いないでしょうか。

●事務局 すいません、お答えします。

先ほどの説明の際にも申し上げたんですけれども、市民に対して重要な施策の実施や条例を定める等の際に、パブリックコメントというものを行うことになっておりまして、こちらの計画策定についても、パブリックコメントの実施対象にはなるんですけれども、審議会の答申をもって策定していくものなどの場合につきましては、審議会の別にパブリックコメントに準じた手続で調査を行うことでも可能ということになっておりまして、それが市民意見聴取となりまして、計画素案を用意しまして、その計画素案を市内の何か所かに設置しまして、アンケート用紙に市民の意見を書いてもらって集める格好で行うものになります。

●会長 これの、この市民は何ていうか、手帳を持ってない市民も含んでるんですね。

●事務局 全てです。不特定多数の。

●会長 なるほど。はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。また進んでいくうちに、次回以降でもやっぱりちょっとここがよく分からないというところ、多分、特に新しく委員になった方はもう計画三つの違い

が訳が分からんっていうのは、もうすごくよく分かりますので、いつでもお尋ねいただければと思います。ありがとうございます。

オンラインの方、質問とかはよろしいですか。聞こえていますか。はい、ありがとうございます。多分、何かマークとか出してくれたら見えるかもしれないんで。いや、今じゃなくて、質問があるときには何か手上げてでもいいし、教えていただければと思います。

では、次の案件に移らせていただきます。

案件4ですね。「アンケート調査の概要について」、事務局から御説明をお願いします。

●事務局 それでは、御説明いたします。

#### 【案件4 事務局説明（資料6）】

●会長 はい、ありがとうございました。まず、皆さんにお尋ねする前に、私から確認なんですけど、調査の方法が書いてないと思うんですが、これも郵送による郵送回収ですか。しかも紙媒体オンリーということでしょうか。

●事務局 お答えします。おっしゃるとおり、郵送によって行います。申し訳ございません。記載が漏れておりました。

●会長 だんだんウェブによる調査も、市町村によっては随分変わってきているんですけども、併用っていうことは、もう今回の調査に関しては、枚方市としては考えていないということでしょうか。

●事務局 はい。今回アンケート調査については、紙によって行う予定になっております。

●会長 はい、ありがとうございました。今も含めまして、皆さんから御質問、御意見ありましたら、お願いします。

●A委員 よろしいですか。

●会長 はい、どうぞ。

●A委員 内容についての確認と質問ですが、まず、先ほどB委員がおっしゃっていた団体ヒアリングに関して、今回もラポールひらかたに登録している障害者団体は全て実施するという理解でよろしいかどうか。また、事業所へのアンケートですが、これは事業者である法人に対してなのか、それとも事業所単位か。1法人で複数事業所を展開している場合は、全ての事業所に対してやるのかどうかの確認です。

●事務局 すいません、お答えいたします。

事業所向けのアンケートですが、前回実施した際には300の事業所に対しまして実施をいたしておりまして、事業者の選定につきましては、すいません、今すぐにちょっとお答えできなくて申し訳ございません。また確認をさせていただきたいと思います。

関係団体のアンケートにつきましては、おっしゃるとおり、登録団体の障害者関係の団体になっております。前回は63団体に対して実施を行っております。今回も同様に実施す

る予定にはなっております。

●A委員 その63団体というのは、全ての団体という理解でよろしいでしょうか。

●事務局 登録団体のうちの障害者関係の団体ということで。

●A委員 300事業所というのは全部の事業所ではなく、抽出ということでしょうか。抽出の場合、どういう基準で抽出されているのでしょうか。

●事務局 すいません、今用意ができてなかったんで、また後日回答させてもらうということでもよろしくお願ひします。申し訳ございませぬ。

●会長 では、宿題ということで。

ほか、いかがでしょうか。

はい、では、C委員かな。マイクお願ひします。

●C委員 すいません、ちょっと教えていただきたいんですけど、この調査対象の2,300人とか、この300人、1,600人とかなってる意図がちょっと分からないので教えていただいてもいいですか。何が基準なのかとか、お願ひします。

●事務局 お答えをさせていただきます。すいません、ちゃんとしたお答えにはちょっとならないのかもしれないんですけども、数値の積算根拠等については今お答えできないのですが、通常こういった類いのアンケートのサンプル数としては、規模的にはこれで十分な数かと、こちらは考へております。

●会長 今の質問と一緒になんですけど、例えばだから対象者数2,300人って書いてあるけど、枚方市で手帳を持ってる方がどのくらいいて、その何%に当たるかとかいう記載をどうして一緒にしてないのかがすごく理解に苦しむんですね。もっとやれとか、そんなこと言わないから、どうしてこの数字なのって。今、手元にある、何かそのブルーの令和3年3月の11ページっていうところを見たら、どうも11ページですかね、すいません、違ってたらまた教えてください。でも18歳以上か。何か3障害の手帳所持者数って、計算したら、2万3,760人になったんですよ。この1割みたいな感じで思ったんですけど、どうなのかと。18歳未満と18歳から65歳っていうので、1,600人を選んだのは母数が何人で何%ぐらいとか、ぜひ横に書いといていただいたら、こういう質問がいっぱい出なくて済むのかなというふうに思ったりしています。それを毎回調査のたびに、それぐらいの割合でやってきたから比較するときにも分かりやすいとか、サンプル数として、それが物を言える基準であるかどうかっていうことはそうなんだろうと思うんですけど、やっぱり数字を出すときの根拠をですね、一緒に書いていただけたらなと思います。

今みたいなことが知りたかったでいいですか。C委員。

●C委員 そうです。

●会長 文句言いたかったわけじゃないですよ。もっとやれとかね。

●C委員 はい。

●会長 なぜ2,300人って、やっぱり思うので、報告書にも、書かれるのだとしたら、委員の方にまず理解していただかないと、ちょっと議論にもならないかなっていうよ

うに感じられます。

ほか。はい、どうぞ。

●事務局 すいません、先ほどの御質問なんですけども、同じくその計画冊子の153ページ、よろしいでしょうか。

●会長 153ページです。

●事務局 前回調査時の時点の数値になるんですけども、おっしゃっていただいたように、手帳所持者の約1割という形での調査、概数とさせていただきます。18歳未満は先ほど申し上げましたように、サービス体系が少し異なることもありまして、18歳未満の方については300人を、抽出させていただいているところでございます。

この153ページのこの回収結果の2段目ですね。3の枚方市の障害種別手帳所持者数という形になります。65歳以上の方が、18歳から64歳の方の同じ数、ほぼ同じ数、それ以上の数がおられる中でいうと、18歳以上という形のくくりでアンケート調査いたしますと、介護保険の対象、介護保険サービスの対象の方に当たる確率が半分以上の確率で当たってしまうといったことがございましたので、これにつきましては、65歳以上の方につきましては原則介護保険サービスを利用するといった中で、サービスの評価であったり、今後の利用意向等についても、当アンケート内容であれば少し分けたほうがいいのかという御意見もございましたので、18歳から64歳と、65歳以上の方という形に分けさせていただきます。数については1割程度。先ほど申し上げましたとおり、調査客体数といえますか、サンプル数でいえばいけるのかなという判断と、手帳所持者の1割、これが多いか少ないかという御議論はあるかと思いますが、そういった考えのもとにやらせていただいたことで御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

●会長 はい、ありがとうございます。こうやって数字を見せていただくとね、分かりやすいでございますね。そうすると、回収率もさっき半分ぐらいというふうに、いや、4割ぐらいでした。そんなに低くはないとは思いますが、もっとね、上がってもいいかなと思います。ありがとうございます。こういう、やっぱり根拠が見えるとうれしいですね。

はい、ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。

今日は基本的なことの確認事項ですので、ちょっと今日こんなのも聞いていいかなっていうのもぜひ聞いていただけたらなと思っております。

D委員、諮問って分かる。聞いてみようか。首かしげてたもんね。諮問って。誰に聞く。偉い人に聞く。はい、じゃあ、所長さん、お願いします。諮問って何でしょうか。

●事務局 市長のほうから、いわゆるこういう調査をしてもらうための委員会、こちらのほうにこういうことを調査してもらいたい、こういうことを調査していただくのを、この委員会として御意見まとめてください、それを市に返してくださいねといったものが諮問。お願いしますというのが諮問で、こちらのほうで、そういった市からこういうことで話し合ってくれとって、結論がこんなになりました、会議としてこうまとめましたというのを返すのが答申という形になると思うので、大体そのようなイメージで持

っていただいたら結構かと思ひます。

●**会長** 答申は要らなかつたんですけど。とにかく諮問はお願いしなすというこゝで、ここにお願いされたのでつていう感じですね。はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。ちょっと合理的配慮もへつたくれもないようなね、やっぱり会議は駄目だなと最近思つておりますので、よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見がないようでしたら、次に、案件5があります。「その他」としまして、事務局から連絡お願いしなす。

●**事務局** 障害者総合支援法の第88条第1項第9号において、市町村障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合においては、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないと規定されております。

地域の相談支援機関で構成してあります、枚方市自立支援協議会幹事会を、今後、同計画の策定ワーキングチームと位置づけ、その意見も踏まえながら計画策定を進めていきたいと考へておりますが、御審議をお願いいたしなす。

●**会長** という提案が事務局からありましたが、今後の具体的な計画づくりについては、ここで最終的に議論はしていきなすますが、その前段階の素案づくりにおいて、自立支援協議会幹事会のほうにワーキングチームとして御協力をお願いするということでお認めいただいてよろしいでしょうかという御提案ですが、いかがでしょうか。

自立支援協議会のメンバーの方も委員になつてくださつておりますので、一緒にやつていくというような御理解でいただければと思ひます。

御質問はいかがですか。

では、一応、今日の案件はこれでということになります。どうぞ、事務局の方。

●**A委員** その前によろしいでしょうか。昨年度の最後の障害福祉専門分科会で、地域生活支援拠点等の整備に係るワーキンググループの設置が認められましたが、現在、事業者連絡会や自立支援協議会で、障害種別やサービス種別を勘案しながら、委員の構成や今後のスケジュールについて検討してあります。地域生活支援拠点の整備や地域移行の進捗状況に関して議論し、この分科会でも、事務局を通して報告があると思ひますので、よろしくお願ひいたします。また、昨年8月に、障害者権利条約をめぐつて、国連の障害当事者委員も含む権利委員会と日本政府が建設的対話を行い、9月に総括所見という、こううふうに日本国内の法制度を變えるべきだという勧告が出ました。この勧告でも入所施設や精神科病院からの地域移行について、まだまだ不十分であり、インクルーシブ教育について遅れているという指摘が行われました。総括所見も意識しながら計画策定をしていく必要があると思つてあります。

●**会長** 今のは意見でいいんですか。最後の挨拶みたいな。

●**A委員** はい。

●**会長** すいません、そうですね、生活支援拠点の話は多分折に触れてまた出てくるかと思ひます。

では、ほかによろしいですか。よろしいですかね。御意見とか、最後にとか。

では、事務局にお返ししますので、すいません。

●事務局 皆様、ありがとうございます。次回の開催は、6月12日月曜日、14時から、枚方市の市役所別館4階の第4委員会室を予定しております。委員の皆様には、改めてまた御案内のほうをお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●会長 それでは、これもちまして、枚方市社会福祉審議会第1回障害福祉専門分科会を閉会とします。

皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時10分